

長崎市空き家・空き地情報バンク制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存する空き家・空き地の活用策として行う空き家・空き地情報バンク制度について必要な事項を定めることにより、本市へ移住定住を希望する市外在住者及び転居を希望する市民に対する空き家・空き地の情報提供を円滑にし、もって地域の活性化と本市への移住定住の促進及び空き家・空き地の活用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等情報バンク制度 本市の区域内に存する空き家・空き地（空き家・空き地となる予定のものを含む。以下「空き家等」という。）に関する情報を登録し、本市への移住定住又は本市内での転居を目的として空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し情報を提供する制度をいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権又は売買若しくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家等情報バンク制度以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家等の登録を受けようとする所有者等は、長崎市空き家等情報バンク登録申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、空き家等情報バンク登録データベース（以下「空き家等データベース」という。）に登録するものとする。ただし、当該空き家等の所有者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは登録を行わないものとし、書面によりその旨を申込者に通知するものとする。
 - (1) 長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第12条に規定する暴力団関係者であるとき。
 - (2) その他市長が適当でないと認めるとき。
- 3 市長は、前項本文の登録について条件を付することができる。
- 4 市長は、第2項本文の規定による登録をしたときは、長崎市空き家等情報バンク登録

書（第2号様式）を当該申込みをした所有者等に交付するものとする。

（空き家等に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第4項の規定による登録書の交付を受けた者（以下「空き家等登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく長崎市空き家等情報バンク登録変更届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（空き屋等データベースの登録の抹消）

第6条 市長は、空き家等登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家等データベースの登録を抹消するとともに、その旨を空き家等登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家等登録者から長崎市空き家等情報バンク登録抹消届（第4号様式）が提出されたとき。
- (2) 空き家等登録者が所有者等に該当しなくなったとき。
- (3) 空き家等登録者が第4条第2項第1号又は第2号に該当することが判明したとき。
- (4) その他市長が登録を取り消す必要があると認めるとき。

（利用希望者の登録の申込み等）

第7条 利用希望者は、市外に住所を有する者にあつては長崎市空き家等利用希望者情報バンク登録申込書（移住希望者用）（第5号様式）に、本市に住所を有する者にあつては長崎市空き家等利用希望者情報バンク登録申込書（市民用）（第5号様式の2）に誓約書（第6号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 利用希望者は、第4条第2項第1号に該当しない者であつて、次のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 市外に住所を有し、空き家等に定住しようとする者
- (2) 本市に住所を有し、空き家等に転居しようとする者

3 市長は、第1項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、空き家等利用者情報バンク登録データベース（以下「利用者データベース」という。）に登録するものとする。

4 市長は、第3項の規定による登録をしたときは、長崎市空き家等利用者情報バンク登録書（第7号様式）を当該利用希望者に交付するものとする。

（利用登録者に係る登録事項の変更の届出）

第8条 前条第4項の規定による登録書の交付を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく、市外に住所を有する者にあつては

長崎市空き家等利用者情報バンク登録変更届（移住希望者用）（第8号様式）を、本市に住所を有する者にあつては長崎市空き家等利用者情報バンク登録変更届（市民用）（第8号様式の2）を市長に提出しなければならない。

（利用者データベースの登録の抹消）

第9条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者データベースの登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 利用登録者が第7条第2項の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 登録内容に虚偽があつたとき。
- (4) 長崎市空き家等利用希望者情報バンク登録抹消届（第9号様式）が提出されたとき。
- (5) その他市長が抹消すべき理由が生じたと認めるとき。

（情報提供等）

第10条 市長は、必要に応じて、空き家等登録者及び利用登録者に対して、空き家等データベース及び利用者データベースに登録された有用な情報を提供するものとする。

- 2 市長は、空き家等登録者と利用登録者との間における空き家等に関する売買、賃貸借等の交渉又は契約については、これに関与しないものとする。
- 3 空き家等に係る契約等に関する一切の紛争等については、当該契約等に係る当事者間で解決するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成18年12月4日告示第868号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年7月3日告示第562号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年4月2日告示第302号)

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市空き家・空き地情報バンク制度要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和5年8月3日告示第411号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市空き家・空き地情報バンク制度要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

長崎市空き家等情報バンク登録申込書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申込者 住所
氏名

空き家等データベースへ次のとおり登録したいので申込します。

なお、申込者又は当該空き家の所有者等が長崎市空き家・空き地情報バンク制度要綱第4条第2項第1号に該当する者でないことを誓約いたします。

連絡先	電話（ ） / FAX（ ）		
E-mail			
空き家又は空き地の所在地			
1. 空き家の状況			
①権利関係	（所有者）		
②用途		③構造	
④建築面積		⑤延床面積	
⑥建築時期		⑦程度	良 ・ 可 ・ 悪
⑧空き家になった時期			
2. 敷地又は空き地の状況			
①権利関係	（所有者）		
②面積		③家庭菜園	可能（ m ² ） ・ 不可能
④区域区分	市街化区域 ・ 市街化調整区域	⑤用途地域	
⑥車庫	有 ・ 無	⑥地目	
3. ライフライン			
①水道		②電気	
③ガス		④トイレ	水洗 ・ 汲み取り
4. 附帯物件（敷地外の物件）			
畑 ・ 田 ・ その他（ ）			
5. 賃貸・売買の条件等			
①賃貸可能			
建物：希望金額	円／月	土地：希望金額	円／月
附帯物件：希望金額	円／月	その他賃貸条件	
②売却可能			
建物：希望金額	円	土地：希望金額	円
附帯物件：希望金額	円	その他の条件	
③無償譲渡可能			
6. 物件のお問合せ先（本人の場合は記入不要）			
（お名前）	（電話番号）	（所有者との関係）	
7. 賃貸等相手に対する要望事項			
8. その他特記事項			

長崎市空き家等情報バンク登録書

第 号
年 月 日

様

長崎市長

次のとおり空き家等データベースへ登録しましたので、登録書を交付します。

登録番号	番
登録年月日	
登録物件の種類	
登録物件の所在地	
賃貸及び売買額	
賃貸及売買の条件等	

長崎市空き家等情報バンク登録変更届

年 月 日

（あて先）長崎市長

申込者 住所
氏名

空き家等データベースの登録内容を、次のとおり変更したいので届け出ます。※変更部分のみの記載

連絡先	電話（ ） / FAX（ ）		
E-mail			
1. 空き家の状況			
①権利関係	（所有者）		
②用途		③構造	
④建築面積		⑤延床面積	
⑥建築時期		⑦程度	良・可・悪
2. 敷地又は空き地の状況			
①権利関係	（所有者）		
②面積		③家庭菜園	可能（ m ² ） ・ 不可能
④区域区分	市街化区域 ・ 市街化調整区域	⑤用途地域	
⑥車庫	有 ・ 無	⑥地目	
3. ライフライン			
①水道		②電気	
③ガス		④トイレ	水洗 ・ 汲み取り
4. 附帯物件（敷地外の物件）			
畑 ・ 田 ・ その他			
5. 賃貸・売買の条件等			
①賃貸可能			
建物：希望金額	円/月	土地：希望金額	円/月
附帯物件：希望金額	円/月	その他賃貸条件	
②売却可能			
建物：希望金額	円	土地：希望金額	円
附帯物件：希望金額	円	その他の条件	
③無償譲渡可能			
6. 物件のお問合せ先（本人の場合は記入不要）			
（お名前）	（電話番号）	（所有者との関係）	
7. 賃貸等相手に対する要望事項			
8. その他特記事項			

長崎市空き家等情報バンク登録抹消届

年 月 日

（あて先）長崎市長

届出者 住所
氏名

年 月 日に空き家等データベースへ登録しましたが、次の理由によりその登録を抹消したいので、長崎市空き家等情報バンク登録書を添えて届け出ます。

（理由）

第6号様式（第7条関係）

誓 約 書

（あて先）長崎市長

私は、「長崎市空き家・空き地情報バンク制度」の利用希望登録にあたり、「長崎市空き家・空き地情報バンク制度要綱」（以下「要綱」という。）に定める内容の趣旨等を理解したうえで、申し込みを行います。

また、申込書記載事項に偽りはなく、「要綱」第7条及び第9条に規定する登録条件等に抵触することがないことを誓約します。

なお、「長崎市空き家・空き地情報バンク制度」への登録を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

年 月 日

住 所

氏 名

長崎市空き家等利用者情報バンク登録書

第 号
年 月 日

様

長崎市長

次のとおり利用者データベースへ登録しましたので、登録書を交付します。

登録番号	
登録年月日	

長崎市空き家等利用者情報バンク登録変更届（移住希望者用）

年 月 日

（あて先）長崎市長

申込者 住所
氏名

利用者データベースの登録内容を、下記のとおり変更したいので届け出ます。※変更部分のみの記載

連絡先	電話（ ）	FAX（ ）	
E-mail			
同居する家族 構成	本人	年齢	備考
	続柄	年齢	備考
	続柄	年齢	備考
1. 希望物件 [建物の広さ（間取り、面積）、築年数、敷地面積、家庭菜園の希望、眺望等できるだけ詳しく記入してください。]			
2. 立地、環境条件 [山沿い、海沿い、中心部、小中学校や公共機関までの距離等できるだけ詳しく記入してください。]			
3. 賃貸、売買等条件 [賃貸、売買、無償譲渡の希望を記入してください。]			
(1) 賃貸希望：家賃1月当たり 円 ～ 円・賃貸期間 約 年			
<家賃以外の条件>			
(2) 売買希望 ・ 売買代金 円 ～ 円			
<売買代金以外の条件>			
4. 長崎市の空き家を利用したい理由 [長崎市を選んだ理由、空き家を利用してやりたいこと、長崎市でやりたいこと等を記入してください。]			
5. 希望する連絡方法（E-mail ・ 郵送 ・ FAX）			
6. 連絡希望時間帯（FAX希望の方のみ）（ : ~ : ）			

長崎市空き家等利用者情報バンク登録変更届（市民用）

年 月 日

（あて先）長崎市長

申込者 住所
氏名

利用者データベースの登録内容を、下記のとおり変更したいので届け出ます。※変更部分のみの記載

連絡先	電話（ ）	FAX（ ）	
E-mail			
同居する家族 構成	本人	年齢	備考
	続柄	年齢	備考
	続柄	年齢	備考
1. 希望物件 [建物の広さ（間取り、面積）、築年数、敷地面積、家庭菜園の希望、眺望等できるだけ詳しく記入してください。]			
2. 立地、環境条件 [山沿い、海沿い、中心部、小中学校や公共機関までの距離等できるだけ詳しく記入してください。]			
3. 賃貸、売買等条件 [賃貸、売買、無償譲渡の希望を記入してください。]			
(1) 賃貸希望：家賃1月当たり 円 ～ 円・賃貸期間 約 年			
<家賃以外の条件>			
(2) 売買希望 ・ 売買代金 円 ～ 円			
<売買代金以外の条件>			
4. 希望する連絡方法（E-mail ・ 郵送 ・ FAX）			
5. 連絡希望時間帯（FAX希望の方のみ）（ : ~ : ）			

長崎市空き家等利用者情報バンク登録抹消届

年 月 日

(あて先) 長崎市長

届出者 住所
氏名

年 月 日に利用者データベースへ登録しましたが、次の理由によりその登録を抹消したので、長崎市空き家等利用者情報登録書を添えて届け出ます。

(理由)